

事 務 連 絡

令和4年3月23日

各都道府県各種学校主管課

日本インターナショナルスクール協議会 御中

在日ブラジル学校協議会

文部科学省大臣官房国際課

高齢者施設等や保育所、幼稚園、小学校等の従事者等に対する
検査の実施について

令和4年3月17日付で、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より、高齢者施設や保育所、幼稚園、小学校等の従事者等に対する検査の実施について周知がありましたので、別添のとおりお知らせします。

新型コロナウイルス感染症に際して必要な対応について適切に御判断いただくための参考資料としていただけますと幸いです。

各都道府県各種学校主管課におかれては、所轄の各種学校のうち外国人学校に対して周知くださいますようお願いします。

日本インターナショナルスクール協議会及び在日ブラジル学校協議会におかれては、加盟校に対して周知くださいますようお願いします。

(本件連絡先)

文部科学省大臣官房国際課

国際協力企画室長 松原

人物交流専門官 小野

外国人教育政策係 手塚、氏師

Tel : 03-5253-4111 (内線 3222)

Fax : 03-5253-3669

E-mail : kokusai@mext.go.jp

(Tentative translation)
International Affairs Division, Minister's Secretariat
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

March 23, 2022

Attn: Prefectural miscellaneous category school departments,
Japan Council of International Schools (JCIS),
Association of Brazilian Schools in Japan (AEBJ)

Conduct the tests for COVID-19 to the staffs at elderly facilities,
kindergartens, day care centers and elementary schools, etc.

The attached document announced that the Novel Coronavirus Response Headquarters at the Ministry of Health, Labour and Welfare issued the administrative notification “Conduct the tests for COVID-19 to staff at elderly facilities, kindergartens, day care centers and elementary schools, etc.” on March 17, 2022.

We kindly share this announcement with you because it could be utilized as a reference for your consideration on your responses to COVID-19.

To Prefectural miscellaneous category school departments: please send this notification to the miscellaneous schools for foreign students under your jurisdiction.

To JCIS and AEBJ: please send this notification to members of your council or association.

[Contact]

Director: MATSUBARA Taro

Senior Specialist for Personnel Exchange: ONO Kenichi

Unit Chief: TEZUKA Akane, UJISHI Daiki

Office for International Cooperation Planning, International Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

Tel: 03-5253-4111 (Ext: 3222), Fax: 03-5253-3669, E-mail: kokusai@mext.go.jp

高齢者施設等や保育所、幼稚園、小学校等の従事者等に対する検査について、まん延防止等重点措置区域に指定されていない場合であっても、集中的実施計画を策定し、検査を実施することは可能であること等の周知がありましたのでお知らせします。

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 18 日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課 御中
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

高齢者施設等や保育所、幼稚園、小学校等の従事者等に対する検査の実施について (周知)

令和 4 年 3 月 17 日付けで、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より、高齢者施設等や保育所、幼稚園、小学校等の従事者等に対する検査の実施について周知がありましたので、別添のとおりお知らせします。

集中的実施計画に基づく検査については、令和 4 年 2 月 21 日付け事務連絡「『高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について』の一部改正について(周知)」において、幼稚園や小学校等が対象施設となり得ることをお知らせしていたところです。このたび周知のあった別添において、「まん延防止等重点措置区域に指定されていない場合であっても、集中的実施計画を策定し、検査を実施することは可能」とされていますので、各学校設置者等におかれては、設置する学校に関する地域の自治体の取扱を確認するなど、引き続き、適切に御対応くださるようお願いいたします。

都道府県教育委員会担当課におかれては域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社に対して、都道府県認定こども園主管課におかれては域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して本件を周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課

03-5253-4111（内2918・2976）

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 17 日

〔 都道府県 〕
〔 保健所設置市 〕 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

高齢者施設等や保育所、幼稚園、小学校等の従事者等に対する検査の実施について

今般、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 3 年 11 月 19 日（令和 4 年 3 月 17 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、

- ・ 緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域に指定された特定都道府県等においては、「集中的実施計画を策定し、感染多数地域の高齢者施設、保育所、幼稚園、小学校等の従業者等に対する検査の頻回実施を行う」
- ・ 「感染が拡大している又は高止まりしている地域において」、高齢者施設や保育所、学校等で「クラスターが多発する場合には、地域の実情に応じ、職員に対する検査の頻回実施を行う」
- ・ 「感染が収束傾向にある地域であっても、地域の実情に応じ、感染者が発生した場合に早期の幅広い検査を実施する」

とされたところです。これを踏まえ、下記のとおりお示ししますので、対応を御願いたします。

記

1. 集中的実施計画に基づく検査の実施について

(1) 検査の対象施設等について

- 集中的実施計画に基づく検査の対象施設については、「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」（令和 4 年 1 月 7 日（令和 4 年 2 月 18 日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）により、高齢者施設等を基本とし、保育所や小学校等も対象とすることを検討するよう依頼してきたところですが、今般の基本的対処方針の見直しを受け、地域の感染状況を踏まえ、高齢者施設等に加え、保育所や幼稚園、小学校等を対象とすることを改めて検討してください。
- なお、令和 4 年 3 月 21 日をもって、全ての都道府県においてまん延防止等重点措置区域の指定が終了したところであり、必ずしも、集中的実施計画に基づく検査を行

う必要はなくなりますが、まん延防止等重点措置区域に指定されていない場合であっても、集中的実施計画を策定し、検査を実施することは可能ですので、地域の感染状況を注視し、必要と判断する場合には、高齢者施設等、保育所、幼稚園、小学校等において集中的検査を実施するようにしてください。

上記の集中的検査は従来どおり、行政検査として、公費負担（国が感染症予防事業費等負担金として2分の1を負担）での実施となります。また、行政検査ではなく地方単独事業等として集中的検査を実施する場合も集中的実施計画の対象となります。この場合、内閣府の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の地方単独事業分等の活用も可能です。

(2) 検査方法及び頻度について

○ 集中的実施計画に基づく検査については、

- ・ 検査方法は、個別検体によるPCR検査、個別検体による抗原定量検査、検体プール検査法によるPCR検査、抗原定性検査などを定めること
- ・ 頻度は、できる限り週に1回程度実施すること。全ての対象施設において週に1回程度実施することが困難な場合であっても、少なくとも2週間に1回程度実施すること

等をお示ししているところです。

○ 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第5.1版）」においては、「感染拡大地域の医療機関や高齢者施設等での定期的な検査において、核酸検出検査等では頻回な実施が困難な場合に、抗原定性検査をより頻回に実施することは有効である」とされているところであり、PCR検査や抗原定量検査での週に1回程度の実施が困難な場合において、抗原定性検査をより頻回に実施することも検討してください。

なお、抗原定性検査の場合、検体中のウイルス量が少ない場合には、感染していても結果が陰性となる場合があるため、陰性の場合でも感染予防策の継続を徹底すること等、「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」（令和3年1月22日事務連絡）に示された留意点を十分踏まえてください。

2. 感染者が発生した場合における幅広い検査の実施について

- これまでも感染が拡大している地域においては、高齢者施設等の有症状の入所者・従事者等に対し、幅広い検査を実施するよう依頼してきたところですが、新規陽性者数が減少傾向となる収束期においても、高齢者施設等とはもとより、保育所や幼稚園、小学校等に対し、地域の実情に応じ、感染者が発生した場合には、幅広い検査を実施するようお願いいたします。

以上